

1. 開会日時・場所

日時 令和3年10月25日(月) 午後2時00分
場所 三原リージョンプラザ南館2階 第2研修室

2. 委員の出席状況

出席委員 農業委員18名 議席番号・氏名 次のとおり

1番	田坂 友彦	2番	寶田 清隆	3番	新庄 實雄
4番	佐々木 昭和	5番	井長 哲	6番	阪井 瑞枝
7番	橋本 宏明	8番	信藤 延夫	9番	—
10番	堀本 隆司	11番	山口 郁恵	12番	久留本 忠美
13番	河村 博	14番	花山 哲男	15番	今田 正道
16番	郷谷 幸男	17番	林 壽彦	18番	山口 龍子
19番	武郷 勝巳				

欠席委員

9番 上田 励二

3. 議事録署名人

10番 堀本 隆司 12番 久留本 忠美

4. 議事説明員・職・氏名

事務局長 岡 泰彦 係長 東 徹 主任 茂見 鉄平 主事 檀上 周
農林水産課 主事 河野 夏月

5. 審議事項

第81号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第82号議案 農地法第4条の規定による許可申請について
第83号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
第84号議案 非農地証明申請について
第85号議案 農用地利用集積計画について
第86号議案 農用地利用配分計画について
第87号議案 農地法に基づく三原市農業委員会の「別段面積」の定めについて

6. 報告協議事項

1. 農地法関係諸証明事務等について
2. その他

7. 議事の内容

開会 午後2時00分

—議長開会挨拶—

議長 本日の出席委員は19名中、18名で定足数に達しておりますので、第10回総会は成立しております。

なお、9番 上田委員から欠席する旨、通告がありましたので報告いたします。

会議規則第16条の規定により、議長において議事録署名者に10番 堀本委員、12番 久留本委員を指名します。

議長 議事日程は日程第1を第81号議案とし、逐次、議案番号の順序によるものとしますが、先ほど事務局から提案のありましたように、日程第5第85号議案及び日程第6第86号議案を先に審議します。

議案書をご覧ください。

議長 日程第5 第85号議案を上程します。

「農用地利用集積計画」について、三原市長から決定を求められるものです。

第 85 号議案に係る資料 85 の第 1 番から第 3 番について審議します。
担当者の説明を求めます。

事務局 それでは議案書 14 ページをご覧ください。第 85 号議案 農用地利用集積計画について説明します。

この農用地利用集積計画につきましては、農地中間管理機構を活用し、農業経営基盤強化促進法の規定により利用権設定するもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により決定を求めるものです。

今回、農地の貸し手から農地中間管理機構に利用権設定を計画する農用地は議案書の中段に記載の「地域別面積集計」に記載しております。

〇〇地域から件数 1 件、筆数 3 筆、面積 4,490 m² が提出されています。

なお、利用権を設定する農用地については、資料 85 の 2 ページに記載しています。

今回の利用権設定については、申請者からの申し出に基づくものです。

以上で説明を終わります。

議長 担当者の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

議長 異議なしと認めます。これより採決に入ります。
農用地利用集積計画の第 1 番から第 3 番は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議長 挙手全員であります。
よって、農用地利用集積計画について、本案は原案のとおり承認決定されました。

議長 次に、日程第 6 第 86 号議案を上程します。
「農用地利用配分計画」について、三原市長からの諮問です。
第 86 号議案に係る資料 86 の第 1 番から第 3 番について審議します。
担当者の説明を求めます。

事務局 それでは議案書 15 ページをご覧ください。第 86 号議案 農用地利用配分計画の諮問について説明します。

該当する農用地利用配分計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により、農地中間管理機構から農地の受け手に対して農地の貸し付けを行うもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により意見を求めるものです。

今回、農地の受け手に対して貸し付けを計画する農用地は、議案書の中段に記載の「地域別面積集計」に記載しております。

〇〇地域から件数 1 件、筆数 3 筆、面積 4,490 m²について意見を求めます。

利用権を設定する農地については、資料 85 の 2 ページに記載しておりますのでご覧ください。

以上で全体説明を終わります。

議長 担当者の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

議長 異議なしと認めます。これより採決に入ります。
農用地利用配分計画の第 1 番から第 3 番は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議長 挙手全員であります。
よって、農用地利用配分計画について、本案は原案のとおり承認されました。
ここで、農林水産課の職員は説明が終わりましたので退席します。お疲れ様でした。

- 議長 次に、日程第1 第81号議案を上程します。
農地法第3条の規定による許可申請について、第86件から第93件を審議します。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書1ページをご覧ください。第81号議案 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。
第86件は、〇〇から、宮浦5丁目の〇〇が、貝野町〇〇 ほか1筆 地目：畑 合計72.50㎡を、新規就農したいため譲り受けるものです。当該案件は第9回定例総会において、別段面積の特例区域が設定された農地です。
第87件は、〇〇から、小坂町の〇〇が、小坂町〇〇 地目：田 1,982㎡を、以前から耕作管理しており、農業経営拡大のため譲り受けるものです。
第88件は、〇〇から、下北方2丁目の〇〇が、本郷町上北方〇〇 ほか1筆 地目：田1筆 畑1筆 合計559㎡を、農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。
第89件は、〇〇から、株式会社〇〇が、本郷町南方〇〇 ほか16筆 地目：田14筆 畑3筆 合計8,520㎡を、農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。
第90件は、〇〇から、広島市西区の〇〇が、久井町吉田〇〇 ほか10筆 地目：田9筆 畑2筆 合計4,996㎡を、農業経営を引き継ぐために譲り受けるものです。
第91件は、〇〇から、久井町和草の〇〇が、久井町下津〇〇 地目：田 691㎡を、農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。
第92件は、〇〇から、久井町下津の〇〇が、久井町下津〇〇 ほか1筆 地目：田 合計694㎡を、土砂が流れ込み荒れているが、譲り受けて耕作するものです。
第93件は、〇〇から、広島市佐伯区の〇〇が、大和町平坂〇〇 ほか1筆 地目：田1筆 畑1筆 合計：391㎡を、新規就農のため譲り受けるものです。当該案件は第9回定例総会において別段面積の特例区域が設定された農地です。
以上、第86件から第93件の案件は、全て農地法第3条の許可要件を満たしております。農地法第3条による許可申請の説明は以上です。
- 議長 地元委員の調査報告を求めます。
- 12番 第86件、10月23日に25番推進委員と現地を確認いたしました。畑としてきれいに管理されていました。別段問題はないと思います。
- 19番 第87件、10月22日に22番推進委員、譲受人の〇〇と3人で現地を確認しました。事務局の説明どおり問題ないと思います。
- 17番 第88件、10月22日に27番推進委員と譲受人の〇〇と3人で現地確認を行いました。申請地は〇〇の自宅の近くにありまして、経営規模を拡大するために譲り受けるということです。以上です。
- 4番 第89件、10月21日に譲受会社の担当者と29番推進委員と現地確認いたしました。本社は沖縄ですが福山にハウスがありまして、この度土地を一括購入し、福山を拠点に規模拡大を計画されております。作付は来年4月の予定で、農業機械をリースし、農業経験スタッフを雇用するとのことでした。
- 14番 第90件・91件・92件が私の案件なので、続けて報告させていただきます
第90件、10月19日に13番委員・30番推進委員・32番推進委員と現地確認をいたしました。久井支所から東北に約4kmの地点に土地はありました。水稻を植えられていたので、そのまま農業ができるという圃場ばかりでございました。一部は畑がありましたけど、畑にも野菜が植えられて、そのまま引き継いでやられるそうです。
第91件、これも10月19日に13番委員・30番推進委員・32番推進委員と現地確認をいたしました。こちらの方は現地は田んぼなんですけど、何も植えられていないような状況でございました。今度買われる方は果樹等の栽培を行うということで、何ら問題はないと思います。
第92件、これも10月19日に13番委員・30番推進委員・32番推進委員と現地確認をいたしました。事務局の説明どおり、30年の災害でまだ土砂が圃場の方へ入ってございました。それで、本当にこの土砂を撤去してから農業をされるんですかと譲受人の〇〇に直接聞きましたところ、来年は撤去などで作付はできないので、再来年から果樹等を植え付けて農地の方を管理していくとおっしゃっていました。

3件とも事務局の説明どおり問題ないと思います。

18番 第93件、10月21日に37番推進委員と現地を確認いたしました。事務局の説明どおり問題ないと思います。

議長 地元委員の調査報告は承認であります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

議長 異議なしと認めます。これより採決に入ります。
農地法第3条の規定による許可申請、第86件から第93件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議長 挙手全員であります。
よって、農地法第3条の規定による許可申請の本案は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議長 次に、日程第2 第82号議案を上程します。
農地法第4条の規定による許可申請について、第26件から第29件を審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書7ページをお開きください。第82号議案 農地法第4条の規定による許可申請について説明します。

第26件は、〇〇が、大和町上徳良〇〇 地目：田 71㎡について、宅地に転用するもので、内容は車庫1棟です。

許可基準は、第1種農地の不許可の例外基準：農地法施行規則第33条第4号「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当します。なお本件は、許可を得ず無断で転用していることから、始末書の提出を求めて提出されています。

第27件は、〇〇が、大和町上徳良〇〇 地目：畑 68㎡について、墓地に転用するもので、内容は墓石14基、法名碑1基、灯籠2基です。なお本件は、許可を得ず無断で転用していることから、始末書の提出を求めて提出されています。

第28件は、〇〇が、大和町下徳良〇〇 地目：田 202㎡について、駐車場に転用するもので、内容は駐車場5区画です。

許可基準は、第1種農地の不許可の例外基準：農地法施行規則第33条第4号「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当します。

第29件は、〇〇の保佐人・〇〇が、大和町萩原〇〇 ほか2筆 地目：畑 合計265㎡について、庭敷及び進入路に転用するもので、内容は庭敷及び進入路です。なお本件は、許可を得ず無断で転用していることから、始末書の提出を求めて提出されています。

第27件及び第29件は、いずれも「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で、許可基準は「農地法第4条第6項第2号：申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事業の目的を達成することが出来ないと認められること」に該当します。

また、この度申請のあった4件はいずれも農振農用地区域内にある農地ですが、令和3年第9回定例総会で「除外は妥当」と可決されており、令和3年11月に除外見込みです。

農地法第4条に係る許可申請についての説明は以上です。

議長 地元委員の調査報告を求めます。

6番 第26件、10月17日に34番推進委員と現地確認いたしました。事務局の説明どおり車庫にするもので特に問題ないと思います。農地区分は第一種農地です。

第27件・28件も私の案件ですので続けて報告します。

第27件、これも事務局の説明どおり問題ありません。農地区分は第二種です。

第28件、これも事務局の説明どおり駐車場に使われるそうです。特に問題ありません。農地区分は第一種農地です。

- 11 番 第 29 件, 10 月 17 日に 35 番推進委員と現地を確認いたしました。すでに一部が道路になっています。事務局の説明どおりで問題ありません。農地区分は第二種です。
- 議 長 地元委員の調査報告は承認であります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
- ・・・「異議なし」の声あり・・・
- 議 長 異議なしと認めます。これより採決に入ります。
農地法第 4 条の規定による許可申請, 第 26 件から第 29 件の本案は, 原案のとおり許可決定することについて, 賛成の方は挙手願います。
- 議 長 挙手全員であります。
よって, 農地法第 4 条の規定による許可申請の本案は, 原案のとおり許可決定をすることに決しました。
可決されました第 26 件及び第 28 件については, 農地法第 4 条第 4 項及び第 5 項の規定により広島県農業会議へ意見聴取し, 「許可されることに異議ありません」の回答を得た場合には許可書を交付することに異議ありませんか。
- ・・・「異議なし」の声あり・・・
- 議 長 異議がありませんので, そのように許可事務を進めます。
- 次に, 日程第 3 第 83 号議案を上程します。
農地法第 5 条の規定による許可申請について, 第 100 件から第 118 件を審議します。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書 8 ページをお開きください。第 83 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について説明いたします。
- 第 100 件は, ○○から○○・○○が, 田野浦 3 丁目○○ 地目: 畑 361 m² について, 所有権の移転を受け, 宅地に転用するもので, 内容は住宅 1 棟及びカーポート 1 棟です。
- 第 101 件は, ○○から○○が, 田野浦 3 丁目○○ 地目: 畑 211 m² について, 所有権の移転を受け, 宅地に転用するもので, 内容は住宅 1 棟です。
- 第 102 件は, ○○から○○・○○・○○が, 田野浦 3 丁目○○ 地目: 畑 173 m² について, 所有権の移転を受け, 進入路に転用するものです。
- 第 103 件は, ○○から○○が, 小坂町○○ 地目: 畑 263 m² について, 使用貸借権を設定し, 宅地に転用するもので, 内容は住宅 1 棟です。
- 第 104 件は, ○○から○○が, 鷺浦町向田野浦○○ 地目: 畑 209 m² について, 所有権の移転を受け, 太陽光発電施設に転用するもので, 内容は太陽光パネル 92 枚, 1 棟, 発電量 9.9kw 規模です。
- 第 105 件は, ○○から○○が, 鷺浦町向田野浦○○ 地目: 畑 284 m² について, 所有権の移転を受け, 太陽光発電施設に転用するもので, 内容は太陽光パネル 92 枚, 1 棟, 発電量 9.9kw 規模です。
- 第 106 件は, ○○から○○が, 鷺浦町向田野浦○○ 地目: 畑 237 m² について, 所有権の移転を受け, 太陽光発電施設に転用するもので, 内容は太陽光パネル 88 枚, 1 棟, 発電量 9.9kw 規模です。
- 第 107 件は, ○○から○○が, 本郷町本郷○○ ほか 2 筆 地目: 田 2 筆 畑 1 筆 合計 323 m², 東本通土地区画整理区域内・仮換地○○街区○○ほか 1 筆 214.29 m² について, 所有権の移転を受け, 宅地及び駐車場に転用するもので, 内容は住宅 1 棟及び駐車場 2 区画です。
- 許可基準は, 「農地法第 5 条第 2 項第 1 号ロ (1) : 市街地の区域又は市街化の傾向が著しい区域内にある農地は許可する」に該当します。
- 第 108 件は, ○○から株式会社○○が, 本郷町上北方○○ 地目: 田 1,496 m² について, 所有権の移転を受け, 太陽光発電施設に転用するもので, 内容は太陽光パネル 168 枚, 5 棟, 発電量 49.5kw 規模です。
- 第 109 件と第 110 件は関連案件のため, 合わせて説明します。
- 第 109 件は, ○○から本郷町南方○○ ほか 1 筆 地目: 田 合計 754 m² について, 第 110

件は、〇〇から本郷町南方〇〇 ほか1筆 地目：田 合計 474 m²について、〇〇株式会社が使用貸借権を設定し、原野 1,134 m²、山林 15,475 m²、ため池：260 m²とともに採石場の進入路、沈砂池に転用するものです。

第111件は、〇〇から〇〇が、本郷町南方〇〇 ほか1筆 地目：田 合計 1,195 m²について、使用貸借権を設定し、搬入土仮置場として一時転用を行うもので、内容は搬入土 500 m³、転用期間は許可後1年間です。

許可基準は、農地法施行令第11条第1項第1号「一時的な利用に供するために行うものであって、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められること」に該当します。

第112件は、〇〇・〇〇・〇〇・〇〇から〇〇が、久井町羽倉〇〇 地目：田 340 m²について、使用貸借権を設定し、宅地に転用するもので、内容は住宅1棟及び駐車場2区画です。

第113件は、〇〇から株式会社〇〇が、久井町山中野〇〇 地目：田 1,119 m²について、所有権の移転を受け、資材置場に転用するもので、内容は碎石 200 m³です。

許可基準は、第1種農地の不許可の例外基準：農地法施行規則第35条第5号「既存の施設の拡張」に該当します。

第114件は、〇〇から〇〇が、大和町上徳良〇〇 地目：畑 2.57 m²について、所有権の移転を受け、併用地：畑 102 m²とともに墓地に転用するもので、内容は墓石9基、灯籠2基です。なお、本件は許可を得ることなく無断で転用していることから、始末書の提出を求めて提出されています。

第115件と第116件は関連案件のため、合わせて説明します。

第115件は、〇〇から大和町福田〇〇 ほか1筆 地目：田 合計 591 m²について、第116件は、〇〇から大和町福田〇〇 ほか4筆 地目：田 合計 1,485 m²について、〇〇が所有権の移転を受け、原野 109 m²とともに太陽光発電施設に転用するもので、内容は太陽光パネル 189枚、6棟、発電量 49.5kw 規模です。

第117件と第118件は関連案件のため、合わせて説明します。

第117件は、〇〇から大和町上草井〇〇 ほか1筆 地目：田 合計 424 m²について、第118件は、〇〇から大和町上草井〇〇 ほか2筆 地目：田 合計 3,726 m²について、有限会社〇〇が所有権の移転を受け、資材置場に転用するもので、内容は真砂土 40 m³、碎石 20 m³、割栗石 25 m³、角フリューム 10本、ヒューム管 10本です。

第107件、第111件、第113件を除く申請地は、いずれも「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で、許可基準は「農地法第5条第2項第2号：申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事業の目的を達成することが出来ないと認められること」に該当します。

なお、農振区分が農振農用になっている案件は、いずれも令和3年第9回定例総会で「農振農用地区域からの除外は妥当」と可決されており、令和3年11月に除外見込みです。

農地法第5条に係る許可申請についての説明は以上です。

議長 地元委員の調査報告を求めます。

12番 第100件・101件・102件が関連案件なので、一括説明させていただきます。

第100件・101件・102件は同じ場所に土地がありまして、そこへ譲受人の〇〇、〇〇、これは兄弟で同じ場所へ進入路を作ってそれぞれ住宅を建てるということでございました。別に問題はないと思います。農地区分は第二種です。

19番 第103件、10月16日に22番推進委員と譲受人の〇〇と現地を確認いたしました。事務局の説明どおり全く問題ないと思います。農地区分は第二種です。

10番 第104件、10月17日に26番推進委員と現地確認をしました。事務局の説明どおりで問題ないと思います。農地区分は二種農地です。

10番 第105件、10月17日に26番推進委員と現地確認をしました。事務局の説明どおりで問題ないと思います。農地区分は二種農地です。

10番 第106件、10月17日に26番推進委員と現地確認をしました。この案件も事務局の説明どおりで問題ないと思います。農地区分は二種農地です。

- 17 番 第 107 件・108 件は私の案件ですので、まとめて説明させていただきます。
10 月 22 日に 27 番推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおりで別に問題ありません。農地区分は 107 件が第三種で、108 件は第二種です。
- 4 番 第 109 件・110 件・111 件は、関連案件です。3 件いずれも第二種農地です。
まず第 109 件と 110 件は関連案件のため一括して報告いたします。10 月 20 日に行政書士立ち合いのもと、29 番推進委員と現地確認をいたしました。第 110 件に隣接する産業開発地域の土砂を搬出するための設備に転用するものです。問題ないと思います。
次に第 111 件も同じく 10 月 20 日に行政書士立ち合いのもと、29 番推進委員と現地確認をいたしました。工事用の搬入土仮置場として転用されるものです。問題ないと思います。
- 1 番 第 112 件、10 月 20 日に 3 番委員・31 番推進委員・33 番推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおりです。農地区分は第二種です。
- 3 番 第 113 件、10 月 20 日に 1 番委員・31 番推進委員・33 番推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおりで問題ありません。農地区分は第一種です。
- 6 番 第 114 件、10 月 17 日に 34 番推進委員と現地確認いたしました。事務局の説明どおり譲り受けて墓地にされています。特に問題はないと思います。農地区分は第二種です。
- 11 番 第 115 件・116 件は譲受人が同じため、一緒に報告させていただきます。
10 月 17 日に 35 番推進委員と現地を確認いたしました。事務局の説明どおりで、周辺にも影響はないので問題ありません。農地区分はどちらも第二種です。
- 5 番 第 117 件・第 118 件は私の調査案件ですので、報告させていただきます。
10 月 24 日に 38 番推進委員と現地確認をしまいいりました。事務局の説明どおりで問題ありません。農地区分は二種農地です。
- 議 長 地元委員の調査報告は承認であります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・
- 議 長 異議なしと認めます。これより採決に入ります。
農地法第 5 条の規定による許可申請、第 100 件から第 118 件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。
- 議 長 挙手全員であります。
よって、農地法第 5 条の規定による許可申請の本案は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。
可決されました第 113 件、第 117 件及び第 118 件については、農地法第 5 条第 3 項の規定により広島県農業会議へ意見聴取し、「許可されることに異議ありません」の回答を得た場合には許可書を交付することに異議ありませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・
- 議 長 異議がありませんので、そのように許可事務を進めます。

次に、日程第 4 第 84 号議案を上程します。
非農地証明申請について、第 38 件から第 42 件を審議します。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書 12 ページをお開きください。第 84 号議案 非農地証明申請について説明します。
第 38 件は、〇〇から、糸崎 7 丁目〇〇 地目：畑 3.30 m²について、昭和 52 年 4 月に住宅を増築した際から宅地として利用しており、現況：宅地として申請されています。
第 39 件は、〇〇から、小坂町〇〇 ほか 1 筆 地目：畑 合計 1,045 m²について、平成 10 年頃から耕作放棄し現在に至り、現況地目：原野として申請されています。

第 40 件は、〇〇から、久井町吉田〇〇 ほか 4 筆 地目：田 3 筆 畑 2 筆 合計 2,473 m²について、平成元年および平成 10 年頃から耕作放棄し現在に至り、現況地目：山林、原野として申請されています。

第 41 件は、〇〇から、久井町山中野〇〇 地目：田 788 m²について、令和 2 年に発生した土砂崩れにより、土砂が 4m～5m 堆積し、農地として利用が困難な原野になっているとして申請されています。

第 42 件は、〇〇から、大和町上徳良〇〇 ほか 3 筆 地目：畑 合計 1,816 m²について、1689 番 3 は昭和 59 年 1 月に倉庫を建築した際から宅地として利用しており、現況地目：宅地として、その他の筆については、平成元年頃から耕作放棄し、現況地目：山林、原野として申請されています。

申請地は、いずれも「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当します。

非農地証明申請についての説明は以上です。

議 長 地元委員の調査報告を求めます。

16 番 第 38 件、10 月 22 日に 20 番推進委員と現地確認いたしました。特に問題ありません。農地区分は第三種です。

19 番 第 39 件、10 月 22 日に 22 番推進委員、〇〇行政書士と 3 人で現地を確認いたしました。事務局の説明どおり、もう原野になってどうしようもない状況でした。農地区分は第二種です。

14 番 第 40 件、10 月 19 日に 13 番委員・30 番推進委員・32 番推進委員と現地を確認いたしました。久井支所から東北に約 4.5 km の地点に現地はありました。畑の方ですが、土地が分からなかったので〇〇行政書士に確認をしました。その辺りだということで、もう山と化していましたのでこちらの方は問題ないと思います。それから田んぼの方は、山裾の 3 枚の圃場がありました。こちらの方も長年耕作されていないような状況でございましたので、非農地として問題ないと思います。農地区分は第二種です。

3 番 第 41 件、10 月 20 日に 1 番委員・31 番推進委員・33 番推進委員と現地確認をしました。議案書に書いてあるように先の土砂崩れでどうにもならないようになっています。もう崖が流れたというような格好です。農地区分は第二種です。

6 番 第 42 件、10 月 17 日に 34 番推進委員と現地を確認いたしました。事務局の説明どおり、〇〇は倉庫を建築して宅地になっています。残る 3 筆は、全て耕作放棄し原野になっています。事務局の説明どおりで問題ないと思います。農地区分は第二種です。

議 長 地元委員の調査報告は承認であります。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

議 長 異議なしと認めます。これより採決に入ります。
非農地証明申請、第 38 件から第 42 件について、原案のとおり賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。
よって、非農地証明申請、第 38 件から第 42 件については申請どおり決しました。

議 長 次に、日程第 7 第 87 号議案を上程します。
農地法に基づく三原市農業委員会の別段面積の定めについて、第 16 件から第 20 件を審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 16 ページをお開きください。第 87 号議案 農地法に基づく三原市農業委員会の別段面積の特例区域定めについて説明します。

第 16 件は、神石郡神石高原町の〇〇が所有する、中之町 3 丁目〇〇 ほか 2 筆、地目：

田 合計 448 ㎡について、住宅を譲渡する計画があり、住宅に併せて農地を取得し新規就農したい希望者がいるため、特例区域の設定を申し出たものです。

第 17 件は、皆実 6 丁目の〇〇が所有する、田野浦 3 丁目〇〇 ほか 1 筆 地目：畑 合計 440 ㎡について、子が隣接地に住宅を建設する予定があり、併せて農地を取得したい希望があるため、特例区域の設定を申し出たものです。

第 18 件は、宮崎県日向市の〇〇が所有する、小坂町〇〇 地目：畑 698 ㎡について、遠方で耕作管理できない農地があり、取得して新規就農したい希望者がいるため、特例区域の設定を申し出たものです。

第 19 件は、本郷町善入寺の〇〇が所有する、久井町和草〇〇 地目：畑 396 ㎡について、住宅に併せて農地を取得し新規就農したいため、特例区域の設定を申し出たものです。

第 20 件は、岡山県岡山市の〇〇が所有する、久井町下津〇〇 地目：畑 232 ㎡について、住宅に併せて農地を取得し新規就農したいため、特例区域の設定を申し出たものです。

設定基準は、第 16 件、19 件、20 件は、別段面積の特例区域設定要綱第 2 条第 1 項第 1 号「空き家に付随する農地であること」に該当します。

第 17 件、18 件は、同設定要綱第 2 条第 1 項第 2 号「担い手への農地集積が見込まれず、かつ、荒廃農地又は将来荒廃農地となる恐れがある農地であること」に該当します。

農地法に基づく三原市農業委員会の「別段面積」の定めについての説明は以上です。

議 長 地元委員の調査報告を求めます。

16 番 第 16 件、10 月 22 日に 20 番推進委員と現地確認いたしました。特に問題ありません。

12 番 第 17 件、10 月 23 日に 25 番推進委員と現地を確認いたしました。事務局の説明どおり問題ないと思います。

19 番 第 18 件、10 月 22 日に 22 番推進委員・〇〇行政書士と現地を確認いたしました。事務局の説明どおり問題ないと思います。

1 番 第 19 件、10 月 20 日に 3 番委員・31 番推進委員・33 番推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおりで問題ないと思います。

14 番 第 20 件、10 月 19 日に 13 番委員・30 番推進委員・32 番推進委員と現地を確認いたしました。事務局の説明どおり畑ですが、宅地のすぐ前南側に位置しておりまして、問題ないと思われれます。

議 長 地元委員の調査報告は、特例区域の設定について承認であります。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

議 長 異議なしと認めます。これより採決に入ります。本議案に賛成の方は、挙手願います。

議 長 挙手全員であります。よって、「三原市農業委員会の三原市別段面積の特例区域設定要綱」に基づく特例区域は、原案のとおり決しました。

議 長 以上、「審議事項」を終了し、続いて「報告協議事項」に入ります。事務局の説明を求めます。

事務局 1 農地法関係諸証明事務等について
○農地法第 3 条の 3 第 1 項(権利取得の届出) 2 件
○農地法第 5 条の規定による農地転用届出受理 1 件
○農地法第 5 条の規定による許可不要案件 1 件
○農地法第 3 条に係る賃貸借契約の合意解約(18 条 6 項)の通知 2 件
○登記官等からの農地転用事実に関する照会 2 件

2 その他

○今後の日程

令和3年第11回定例総会 11月25日(木) 14時

議長

その他、何かありませんか。

無いようなので、これをもちまして総会を終了します。

ご苦労さまでした。